

令和2年

三好市教育委員会 8月定例会

日時 令和2年8月21日（金）午後2時
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和2年三好市教育委員会8月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和2年三好市教育委員会7月定例会会議録の承認について

4 議案

第40号 三好市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について

第41号 令和2年度9月補正予算案について

第42号 三好市奨学金貸与規則等を廃止する規則について

第43号 三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱要綱等を廃止する告示について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和2年7月22日 ～ 令和2年8月20日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
社会福祉大会第1回運営委員会	7/29	社会福祉協議会	
庁議	8/3	本庁	
小中臨時校長会	8/4	三好教育センター	※
1学期終業式	8/7	各小中学校	
学校閉庁日	8/13～8/16		※

【行事予定】

臨時管区別教育長会	8/25(火)	10:00	美馬市役所
三好市教育支援委員会	8/26(水)	13:30	三好教育センター
2学期始業式	8/27(木)		各学校
西祖谷地区小中保護者との意見交換会	8/31(月)	19:00	西祖谷中学校
議会(開会)	9/1(火)	10:00	本庁
運動会	9/5(土)～	9:00	各幼・小・中学校
議会(一般質問・議案質疑)	9/9(水)～11(金)	10:00	本庁
議会(文教厚生委員会)	9/15(火)	10:00	本庁
議会(閉会)	9/24(木)	10:00	本庁
定例教育委員会	9/25(金)	14:00	教育委員会室

議案第40号

三好市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について

令和2年三好市議会9月定例会議に提出される三好市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和2年8月21日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

三好市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について

三好市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年9月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

(三好市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 三好市特別職報酬等審議会条例(平成18年三好市条例第44号)の一部を次のように改正する。

(略)

(三好市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 三好市都市計画審議会条例(平成18年三好市条例第233号)の一部を次のように改正する。

(略)

(三好市総合計画策定審議会条例の一部改正)

第3条 三好市総合計画策定審議会条例(平成18年三好市条例第259号)の一部を次のように改正する。

(略)

(三好市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第4条 三好市行財政改革推進委員会設置条例(平成25年三好市条例第7号)の一部を次のように改正する。

(略)

(三好市歴史的風致維持向上計画協議会設置条例の一部改正)

第5条 三好市歴史的風致維持向上計画協議会設置条例(平成25年三好市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
(会議)		(会議)
第6条	協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。	第6条 略

<p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができ ない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会 長の決するところによる。</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場 合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問ひ、協 議会の会議に代えることができる。</u></p> <p>6 <u>第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場 合において、第2項及び第3項中「出席」とあるのは、「署名」と読 み替えるものとする。</u></p>
--	---

(三好市男女共同参画基本計画策定委員会設置条例の一部改正)

第6条 三好市男女共同参画基本計画策定委員会設置条例(平成25年三好市条例第14号)の一部を次のように改正する。
(略)

(三好市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第7条 三好市子ども・子育て会議条例(平成25年三好市条例第40号)の一部を次のように改正する。
(略)

(三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例の一部改正)

第8条 三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例(平成26年三好市条例第8号)の一部を次のように改正する。
(略)

(三好市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置条例の一部改正)

第9条 三好市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置条例(平成26年三好市条例第9号)の一部を次のように改正する。
(略)

(三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の一部改正)

第10条 三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例(平成28年三好市条例第3号)の一部を次のように改正する。
(略)

(三好市水道事業等経営審議会条例の一部改正)

第11条 三好市水道事業等経営審議会条例(平成28年三好市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(略)

(三好市教育振興計画審議会条例の一部改正)

第12条 三好市教育振興計画審議会条例(平成29年三好市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は教育長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。</u></p> <p>7 <u>第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(みよし地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)</p> <p>第13条 みよし地域包括支援センター運営協議会条例(平成29年三好市条例第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>(三好市スポーツ推進計画策定委員会設置条例の一部改正)</p> <p>第14条 三好市スポーツ推進計画策定委員会設置条例(平成30年三好市条例第14号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>改正後</p>
<p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。ただし、</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>改正後</p>

最初の会議は、教育長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の議決に決するところによる。

3 略

2 略

3 略

4 第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

5 第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(三好市サンライズビル跡地整備基本計画策定検討委員会設置条例の一部改正)

第15条 三好市サンライズビル跡地整備基本計画策定検討委員会設置条例（令和2年三好市条例第18号）の一部を次のように改正する。
(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

令和2年度9月補正予算案について

令和2年三好市議会9月定例会議に提出される令和2年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和2年8月21日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

1 補正予算内容

次のとおり

学校教育課

歳出

- 9款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費
 - 12節 委託料 設計委託料
 - 箸蔵小学校プール防水改修工事設計業務 500千円
 - 14節 工事請負費
 - 箸蔵小学校プール防水改修工事 22,000千円

社会教育課

歳出

- 9款 教育費 5項 社会教育費 9目 歴史的風致保存事業費
 - 18節 負担金、補助及び交付金
 - 井川町山下家別邸改修工事浄化槽設置負担金 329千円

議案第 42 号

三好市奨学金貸与規則等を廃止する規則について

三好市奨学金貸与規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和 2 年 8 月 21 日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市奨学金貸与規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 三好市奨学金貸与規則（平成 18 年三好市教育委員会規則第 19 号）
- (2) 三好市奨学生選考委員会会議規則（平成 18 年三好市教育委員会規則第 20 号）
- (3) 三好市奨学金返還免除に関する規則（平成 28 年三好市教育委員会規則第 13 号）

附 則

この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

議案第43号

三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱要綱等を廃止する告示について

三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱要綱等を廃止する告示を次のように定める。

令和2年8月21日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

次に掲げる告示は、令和2年8月31日限り、廃止する。

- 1 三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱要綱（平成25年三好市教育委員会告示第1号）
- 2 三好市奨学貸付償還金の滞納整理事務取扱要綱（平成25年三好市教育委員会告示第2号）
- 3 三好市立中学校部活動支援事業実施要綱（平成27年三好市教育委員会告示第3号）
- 4 三好市学校給食費滞納整理事務取扱要綱（平成31年三好市教育委員会告示第8号）